

## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金保険料の収納業務を、民間事業者に委託しています。(市場化テスト)

日本年金機構では国民年金保険料の納付のご案内について民間委託を実施しています。

過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、下記の委託事業者より電話・文書・戸別訪問により納付のご案内をさせていただく場合があります。

この民間委託は、従来、国が行っていた国民年金保険料の収納業務の一部を民間委託業者に委託し、低コストでより良いサービスの提供を目指しているものです。

#### ●受託事業者(平成23年4月1日現在)

(株)アイヴィジット

TEL 0120-945-952

### 国民年金保険料の納付は口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とされることにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

#### ■問い合わせ

大田原年金事務所

TEL (22) 6313

市国保年金課国民年金係

TEL (23) 8928



### 国保加入者が亡くなったときの葬祭費の申請はお済みですか

大田原市国民健康保険の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

#### ●支給額 5万円

#### ●申請に必要なもの

・喪主の方の印鑑

・喪主の方の名義の預金通帳

●時効 申請は葬祭を行ってから2年で時効となりますのでご注意ください。

※大田原市国民健康保険以外に加入されていた方については加入していた健康保険にご確認ください。

#### ■問い合わせ

国保年金課国保医療係  
TEL (23) 8792

### 国民健康保険の資格喪失手続きはお済みですか

大田原市国民健康保険に加入の方が、就職や扶養申請により職場の健康保険に加入した場合などは、市役所窓口で国民健康保険資格喪失手続きが必要です。(会社は国民健康保険資格喪失手続きを行うことができます。)

この資格喪失手続きを行いませんと、国民健康保険および社会保険の両方に加入していることとなり、国

民健康保険税も課税されたままとなります。

次のような場合は、手続きに必要なものを持参のうえ、14日以内に市役所窓口にて国民健康保険資格喪失の手続きを行ってください。また、国民健康保険被保険者証は、手続きの際必ず返還してください。

なお、お手元の国民健康保険被保険者証は、社会保険などの加入日や転出日以降使用することができません。もし使用した場合、大田原市が負担しました医療給付額を返還していただくこととなります。

ご不明な点は、国保医療係までお気軽にお問い合わせください。

【次のような場合は資格喪失手続きが必要です】

こんなとき	手続きに必要なもの
就職などにより、職場の健康保険に加入したとき また、職場の健康保険の扶養家族になったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場の健康保険の被保険者証</li> <li>大田原市国民健康保険被保険者証</li> <li>印鑑</li> </ul>
ほかの市町村へ転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証など顔写真付き身分証明書</li> <li>大田原市国民健康保険被保険者証</li> <li>印鑑</li> </ul>
生活保護を受け始めるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護開始決定通知書</li> <li>大田原市国民健康保険被保険者証</li> <li>印鑑</li> </ul>

#### ●申請窓口

- ・市役所東別館1階国保年金課
- ・湯津上支所総合窓口課
- ・黒羽支所総合窓口課

#### ■問い合わせ

国保年金課国保医療係  
TEL (23) 8857